

函 環 事

令和7年(2025年)9月19日

民生常任委員会委員 各位

環 境 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしくお  
願いします。

記

- 通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(清掃事業課 電話：51-9531)

## 通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

### 1 内 容

令和7年9月16日（火）付けで発送した、し尿処理手数料に係る口座振替通知書（以下「通知書」という。）について、9月18日（木）に配達先の市民からの連絡により、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

誤配された通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

- （1）誤配のあった通知書件数 1件（通知対象者 1名）
- （2）通知書に記載の個人情報等  
住所，氏名，し尿排出量，手数料額

### 2 原 因

通知対象者と誤配先の住所が同一の番地であり、配達の際の確認不足により、誤配したものと郵便事業者を確認した。

### 3 本市の対応

9月18日（木）、市担当職員が通知対象者に電話で連絡を取り、経過の説明と謝罪を行い、通知書については同日届けた。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。